

# 中学校給食について

## 1 検討の概要について

中学校給食の導入及び実施に関する検討については、平成26年3月から始まり、当時行ったアンケート調査結果などから給食導入の検討を休止した期間を経て、令和元年5月、町民から町長、町議会議長、教育長に対して完全給食実施の要望書が提出されたことなどを受けて、給食実施の検討を再開したところです。

その後、給食施設等調査、児童・生徒、保護者を対象としたアンケート調査を実施し、令和2年9月、現中学校敷地内に給食施設を整備する方針を決定し、給食施設等基本設計に着手し、業務が完了したところ、給食施設整備の事業費が約9億円となることが報告されたところです。

これらを受け、今後の進め方について、給食検討委員会、町教育委員会、町総合教育会議、町議会常任委員会に報告させていただき、現時点における中学校敷地内の自校調理方式の給食施設整備は断念し、デリバリー方式や親子方式による暫定的な実施の可能性について、民間事業者の協力を得ながら検討してきたところです。

## 2 実施の更なる推進について

令和4年12月現在における暫定的な実施の検討状況については、令和5年2月22日開催の町議会総務文教・福祉常任委員会で報告させていただいたところですが、中学校給食の早期実施は、保護者の念願であり、町議会、町教育委員会などの総意でもあります。

このため、早期実施の可能性が高いと考えられる行政主体の計画による実施に方向性を改め、小学校における親子方式による暫定的実施に向けた手続きに着手したいと考えております。

なお、親子方式による給食実施は、小学校給食施設における許可事務などが生じることから、建築に関する専門的な業務の委託料を6月補正予算に計上させていただいたところです。

## 3 親子方式実施に係る許可について

各小学校においては、校舎内に自校専用の給食施設が整備され、自校の児童、教職員等の給食を調理し、給食として提供しております。この場合、自校専用の調理施設であるため、校舎建築時の建築確認以外に建築に係る許認可は必要ないところです。

しかしながら、自校以外の者が食する食事を調理し配送する場合には、建築基準法の規定により「工場」扱いとなり、小学校の所在する用途地域は、第一種住居地域であるため、「工場」の建築が認められていない地域となります。

このため、親子方式の給食を実施するためには、建築基準法第48条第5項ただし書きの許可が必要となります。

この許可については、従前難しいものとされてきましたが、近年、神奈川県内の自治体において許可を得た事例が出てまいりました。

具体的な手続きは、県西土木事務所との協議、県建築指導課との協議、県建築審査会の同意及び県知事の許可が必要となりますので、建築に係る専門的な業務委託を実施しているところです。

#### 4 親子方式実施に向けたスケジュール（案）について

本スケジュール（案）は、令和6年7月末日までの建築基準法の許可を前提としたものです。

令和5年5月29日	町教育委員会定例会
6月14日	中学校給食検討委員会
6月7日	町議会6月定例会 業務委託料補正予算計上
6月16日	町議会6月定例会 総務文教・福祉常任委員会
8月3日	<u>給食室許可申請等業務委託契約締結</u>
11月10日	<u>神奈川県県西土木事務所 事前相談資料提出</u>
12月1日	<u>お弁当配食サービス開始</u>
令和6年1月16日	<u>神奈川県建築指導課 許可申請等の手続きに係る事前打ち合わせ</u>
7月末日	給食室許可申請等業務委託 完了予定
9月	町議会9月定例会 給食実施関連補正予算計上予定
10月以降	小・中学校校舎改修工事 執行予定
令和7年3月末日	小・中学校校舎改修工事 完了予定
5月	小学校給食室整備工事 執行予定
	給食調理業務委託変更 執行予定
	給食配送業務委託 執行予定
8月末日	小学校給食室整備工事 完了予定
9月	暫定的中学校給食 開始予定